



## ことばの意味

車……… { 自動車  
 原動機付自転車（原動機付自転車は車に含まれ、自動車には含まれない）  
 自転車や荷車などの軽車両

自動車	原動機付自転車	軽車両
		

標 識………規制や指示、警戒、案内などを示す交通の表示板のことをいう。（P3 詳細）

標 示………規制や指示のため道路にペンキなどで示したもの。

路 側 帯 ……歩道のない道路側で歩行者の通行のために車道の端に白線で示した帯状の所。（P9 詳細）

徐 行………すぐに停止できる速度で進行すること。（P14 詳細）

駐 車… { 1 車の継続的な停止  
 2 運転者が車から降りてすぐに運転出来ない状態の停止をいう  
 （P26 詳細）

停 車… { 1 貨物の積み下ろしのための5分以内の停止  
 2 人の乗り降りのための停止  
 3 車から離れてもすぐに運転出来る状態の一時的停止など

歩行者用道路…歩行者の通行の安全と円滑をはかるため標識によって示された道路で原則として車の通行は禁止されている。（P12 詳細）

車両通行帯………標示によって、車が通行すべき部分をいくつかに分けて示してある所。（P18 詳細）

車両通行帯の有無について （P18 トンネル参照）

- ……が無い…同一方向に通行帯が一つしか無い場合。（いわゆる交互通行とか片側1車線のこと）
- ……が有る…同一方向に通行帯が二つ以上有る場合をいう。

優先道路………優先道路の標識がある道路や、交差点の中まで中央線や車両通行帯がある道路をいう。

交 差 点 ………2つ以上の道路が交わる部分をいう。（P20～ 詳細）

（一般的に十字路だがT字路、Y字路などがある）

交通整理が行われている交差点……信号機がある交差点

交通整理が行われていない交差点……信号機がない交差点